

# 特定用途制限地域の指定について

## 特定用途制限地域とは？

特定用途制限地域とは、用途地域が定められていない地域において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の**建築物等の用途（種類）**の概要を定める地域のことをいいます。具体的な内容については、滝川市条例で決めます。

## なぜ、特定用途制限地域を指定するの？

滝川市内には、優良な農地がたくさんあります。これらの農地を保全し、良好な農村環境に配慮した土地利用を続けていくため、**農地に相応しくない建物が建てられないようにするため**、農地を保全する目的の農用区域と一体となって特定用途制限地域を指定します。

## どんな建物が規制の対象となるの？

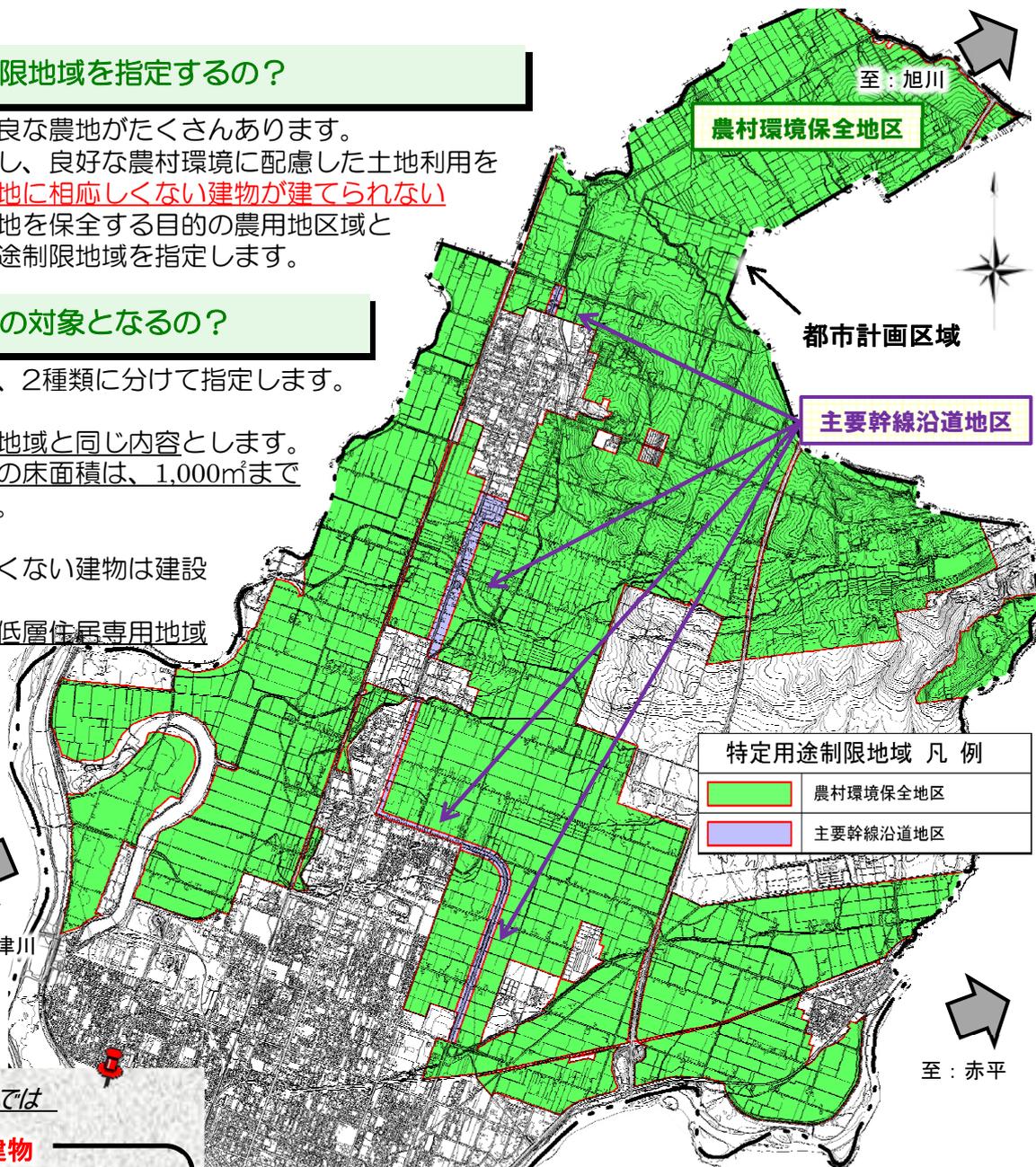
特定用途制限地域は、2種類に分けて指定します。

### 主要幹線沿道地区

- 用途地域の準工業地域と同じ内容とします。
- ただし、店舗などの床面積は、1,000㎡まで建築可能とします。

### 農村環境保全地区

- 農村環境に相応しくない建物は建設できません。
- 用途地域の第二種低層住居専用地域とほぼ同じ内容とします。
- **農業に関わる建物は建設できます。**



至：新十津川

至：赤平

至：札幌

### 農村環境保全地区では

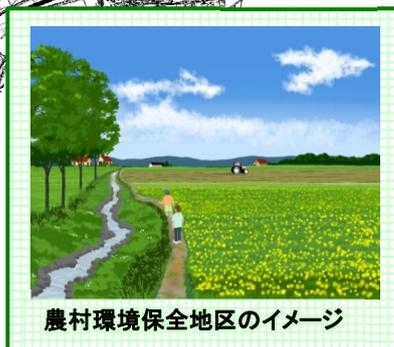
#### 建築できる建物

- 住宅、共同住宅
- 面積が150㎡までの店舗・飲食店
- 農業に関わる建物
- 福祉施設など

#### 建築できない建物

- 事務所
- 面積が150㎡を超える店舗、飲食店
- ホテル、旅館
- 娯楽施設、工場など

※詳細は、都市計画室までお尋ねください。



農村環境保全地区のイメージ



主要幹線沿道地区のイメージ